

歩行空間の3次元地図ワーキンググループ 規約

第1条 (名称)

本ワーキンググループの名称は、「歩行空間の3次元地図ワーキンググループ」(以下、本WG)とする。

第2条 (目的)

本WGは、『「歩行空間における移動支援サービスのDXによる普及・高度化の実現」に向けた提言』(2023年3月)を踏まえ、人・ロボットが円滑に移動するための3次元地図のあり方、整備・更新・運用方法などに関する以下の各テーマに関する議論・検討を行い、その結果を取りまとめることを目的とする。

(1) データ整備・更新の効率化

- ・MMS (Mobile Mapping System)、バックパック型のレーザスキャナなどの様々な技術を用いて取得する3次元点群データの重ね合わせ・統合による3次元地図の整備・更新方法
- ・道路管理などで収集・整備した3次元点群データの活用や、他のプラットフォームとの連携可能性

(2) オープンデータ化を見据えたデジタル基盤のあり方

- ・データの整備・更新と利活用を容易に行うことが可能なデジタル基盤の仕組みや運用方法

(3) 多様なニーズに対応したデータのあり方

- ・パーソナルモビリティと自動走行ロボットに利用できる、3次元点群データのあり方

2 本WGのテーマは、必要に応じて追加できるものとする。

第3条 (事業)

本WGは、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 年3回程度の会合の開催
- (2) その他、本会の目的に沿った活動

第4条 (組織)

第3条の事業を積極的に推進するために、次の組織を置く。

- (1) 座長
 - (2) 事務局
- 2 座長は、事務局から推薦し、本WGの構成員の承認によってこれを定める。
- 3 事務局は、国土交通省政策統括官付に置く。

第5条 (WGの構成員)

本WGの構成員は、別紙のとおりとする。

2 本WGの構成員は、必要に応じて追加できるものとする。

3 座長が必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求め、説明や意見を聴取することができる。

第6条 (WGの公開)

本WGは原則公開とし、また、資料及び議事要旨は速やかに公開する。ただし、座長が必要と認めたときは、本WG、資料及び議事要旨の一部又は全部を非公開とすることができる。

第7条 (その他)

この規約に定めるもののほか、本WGの運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

第8条 (規約の改定)

本規約は、必要が生じた場合に改定を行う。本規約の改定は、会員の過半数の賛同をもって行う。

附則

本規約は、令和5年6月21日より適用する。